

2- (5) 管理運営体制など

クレーン管理事務所所属の中堅技術職員には、クレーンメンテナンスに必要な各種資格等以外に、電気工事、公共上屋等の建物部の点検資格取得を支援しています。

また、ガントリークレーン等の高所設備、上屋の屋根の点検等、足場が無く、人が容易に近づけない場所の点検や確認を、より安全で迅速に行うため、新たに、中堅職員を対象に無人航空機（通称ドローン）操縦資格を取得予定です。

対象	資格名	内 容
中堅 職員	第2種酸素欠乏危険 作業主任者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習等を修了した者に与えられる国家資格
	非破壊試験技術者	非破壊試験技術者資格試験に合格した者に与えられる資格で、世界的には非破壊検査の技能者／技術者の資格規定として ISO9712 が定められています。 ツイストロックピン等高価な部品検査等に必要
	第1種電気工事士	600V以上（500kw未満）の自家用電気工作物及び一般用電気工作物の電気工事に必要な資格
	第2種電気工事士	600V以下で受電する一般用電気工作物の電気工事に必要な資格
	危険物取扱者 （乙種第4類）	第4石油類を取扱うことができる国家資格で、クレーンメンテナンス用の油類を取り扱うことから必要
	消防設備点検資格者 （1種・2種）	消防用設備等の点検を行うことができる国家資格
	特定建築物調査員	建築基準法で定められた建築物の定期検査と特定行政庁に報告することが出来る国家資格
	建築設備検査員	建築基準法で定められた建築物に設けられた建築設備（換気、給排水設備等）の定期検査と特定行政庁に報告することが出来る国家資格
ドローン技能検定	ドローン技能認定講習を修了したものに与えられる国土交通省承認資格で、足場等を設置せずに高所設備や建物の屋根等を点検することが出来る。	

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (5) 管理運営体制など

オ 海事・港湾関係団体等との連携や協働について

(7) 太刀浦コンテナターミナルの現場における連携の強化

平成30年4月から門司地区に指定管理者制度が導入され、当社が指定管理者として太刀浦コンテナターミナル管理部門の責任者の役割を担ってきました。

このように、当社だからこそ対応可能な、ガントリークレーン等のメンテナンスとターミナル運営が一元化できるメリットを活かし、クレーン等の休止調整についてもターミナルオペレータやコンテナ荷役会社との情報共有を密にすることで、各社との連携強化とコンテナターミナル運営の円滑化を推進してまいりました。

そして、このことは、利用者アンケート等でも高い評価をいただくことができました。

今後も、引き続き連携を強化し、円滑なターミナル運営を更に推進していきます。

(4) 北九州港事業継続計画（北九州港BCP）における関係団体との連携

当社は、北九州港BCPに基づく北九州港事業継続推進連絡会の一員であり、災害発生時には、緊急物資輸送の要となるフェリーターミナルにおける可動橋の点検や応急復旧、企業物流貨物輸送の要となる太刀浦コンテナターミナルのガントリークレーンの点検や応急復旧を担当します。

そのため、北九州港事業継続推進連絡会メンバー（行政7機関、関係団体・企業12機関）の窓口を把握し、連携を強化する必要があると考えています。

平成30年4月に門司地区の指定管理者に選定されて以降、海上保安部や関係行政機関との連絡調整業務における連携や、門司警察署警備課と定期的な意見交換を行う等、連携強化を進めてまいりました。

今後も、引き続き意見交換等を実施することで、緊急対応時に即応できる体制の強化と維持を図っていきたいと考えています。

(ウ) 振興活動における協働

当社は、北九州港振興協会の会員として、会員各社の代表とともに国内外のポートセールスミッションに参加して北九州港をPRしています。

また、北九州商工会議所海運港湾・貿易部会の委員として、北九州港の活性化のお手伝いをしています。

(I) 美化活動団体との連携強化

平成30年4月に門司地区の指定管理者に選定されて以降、「レトロ花の会」などの美化活動団体と連携強化を図ってきましたが、令和2年4月に「レトロ花の会」がNPO法人「門司港レトロ花の会」として法人化されたことから、門司港レトロ周辺緑地の美化活動強化のため、同法人にレトロ地区などの除草業務を委託しています。

これにより、植栽箇所等を十分に把握した団体が直接除草することにより、管理面での調整が不要となるメリットに加え、コストの低廉化により、レトロ地区の除草回数を年3回から年4回に増やすことができました。

今後も除草エリアの見直しや団体との連携強化を図り、美化活動を推進します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

(7) 施設利用者の個人情報について

施設利用者に関する情報は、通常、港湾施設許可使用申請書や各種実績報告書に記載されている内容により入手することになります。

岸壁や荷さばき地、上屋等ほとんどの港湾施設の利用者は港湾関係事業者で、法人であるため個人情報保護の対象とはなりません。

しかしながら、市民利用を前提とした小型船係留施設関連情報や暴排関係情報などは個人情報に該当することから、当社の個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき厳正に対処します。

(4) 当社の個人情報保護方針（抜粋）

a 個人情報保護に関する法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法令やその他の関連する規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

b 個人情報の取得

当社は、適正かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

c 個人情報の利用

(a) 当社は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務遂行上必要な限りにおいて利用いたします。

(b) 当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、厳正な監督を行います。

d 個人情報の第三者提供

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供致しません。

e 個人情報の管理

(a) 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。

(b) 当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(c) 当社は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏洩させません。

f 組織・体制

当社は、個人情報保護管理者を選任し、個人情報の適正な管理を実施致します。

g 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善プログラムを策定し、これを当社従業員その他の関係者に周知徹底させて実施並びに維持し、継続的に改善いたします。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 - (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

(7) 港湾施設の管理運営に係る法令等基本的な事項の職員研修

当社は、港湾施設の平等利用の第一の原則は法令等基本的な事項の遵守であり、担当職員への周知徹底であると考えています。

そのため、港湾施設の管理業務に係る職員研修の一環として次のとおり基本的な研修を行います。

- a 港湾法、港則法、港湾運送事業法、港湾労働法、関税法の概要
- b 北九州港の港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域、海岸保全区域の概要
- c 港湾施設の種類や機能の概要（荷さばき施設とは、保管施設とは等）
- d 港湾施設の基本的な配置
- e 北九州港の港湾施設の現状
- f 港湾管理者の業務
- g 北九州市港湾施設管理条例の内容
- h 北九州市港湾施設管理条例施行規則の内容
- i 港湾施設運営手順書の内容
- j 業務マニュアルの内容
- k その他

(4) 施設利用に係るルール化の促進

岸壁や小型船係留施設については利用者の競合が多いため、港湾施設運営手順書に先船優先の原則や競合の際の抽選等細かな内容が規定されています。

その他の施設については、「2 - (1)の施設の設置目的の達成に向けた取り組み」のなかで、詳しく記載していますが、ほとんどの施設利用者が固定化されているのが実情です。

なお、門司港レトロ周辺緑地や道路等を使用するイベントに係る行為の許可や太刀浦コンテナターミナルのフラットラックコンテナ置場の利用のように、規定に定めのないものについては、一定のルールを設け調整を行ってきました。

指定管理エリアが北九州港全域に拡大した際も、利用調整が必要なものについてはルール化を促進してまいります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など		
ウ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて		
(7) 社員の事故防止及び安全対策		
部署	項目	内容
全 職 場 共 通	就業規則に基づく安全・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断の実施、その結果に基づく就業禁止装置等 ○ 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ感染症等の感染症罹患者の就業禁止措置等
	車両管理規程に基づく安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール検知器による検査、第三者の確認及び記録 ○ 過度の疲労、疾病者等の運転禁止等
	安全衛生管理規程及び安全衛生委員会規程に基づく安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生管理体制 総括安全衛生管理者 : 事業統括部長 総括安全衛生管理代理者: 業務課長 安全衛生推進者 : 係長 ○ 安全衛生委員会による職場巡視、安全パトロール及び改善案作成、改善策の実施
ク レ ー ン 管 理 事 務 所	中堅職員を対象に、労働安全衛生の専門機関が実施している専門研修に派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生推進者養成講座 安全管理、安全衛生教育、作業環境管理と作業管理、健康の保持増進等 ○ 職長・安全衛生責任者教育 職長・安全衛生責任者の職務、作業手順の定め方等 ○ 危険予知活動（KYT）リーダー研修 指差し呼称演習、健康問いかけKY、新KYT基礎ラウンド法の進め方等
	日常業務における安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎朝、朝礼後、作業班毎に当日の業務内容を確認するとともに、現場でKY（危険予知）活動を実践 ○ 安全靴、高所用ハーネス、ヘルメット、ゴーグル等の作業前点検及び装着確認 ○ ガントリークレーンの点検や維持管理業務等、高所作業、回転物、電気設備等の危険個所での作業が多いことから、常に複数の者で、お互いの安全を確認しながら作業を進行
港 湾 管 理 事 務 所	現場巡視の際の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両による現場巡視は、2名以上の者が出動し、交差点等では助手席の者が声を出して安全を確認 ○ 危険個所の応急措置や利用者の指導等、現場対応は複数の者で対応することにより職員の安全を確保

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

(イ) 港湾施設の事故防止対策

日常業務として社員が行う巡回や点検の際に、問題になりそうな事項はないかチェックして、被害の未然防止に努めます。

また、道路や荷さばき地の陥没等、二次災害のおそれが高い箇所を発見したときは、巡回車両搭載のコーンとトラロープにより立入禁止措置を講じ、市の担当部署に迅速な対応を要請します。

(ウ) 港湾施設の事故発生時の対応

港湾施設内で事故等が発生した場合は、現場に急行して現場写真の撮影や状況を記録して関係部署に連絡（必要に応じてリアルタイムで情報共有）するとともに、交通誘導等の現場対応、応援要員の配置等を行います。

また、次のとおり事故の種類ごとに異なる様式の報告書を作成して、市に報告します。

事故の種類	報告書様式
火災や車の海中転落事故等、港湾施設内での重大事故	港内事故速報
人身事故	人身事故報告書
行政財産毀損事故	行政財産毀損・滅失等報告書
油流出事故	油流出事故報告書

なお、マニュアルにつきましては、「北九州港港湾施設の事故対応マニュアル」を平成30年4月に策定していますので、当該対応マニュアルに沿って、事故の種類に応じて迅速かつ適正な処理を行います。

(I) 電気・機械設備の事故、災害対応

事故や災害が発生した場合は、発生場所及び周辺の安全を確保した上で、市へ報告するとともに、応急復旧等適正な処置を講じます。

また、原因を究明するとともに、再発防止策を調査・検討します。

なお、設備事故に関しましては、後述の当社「危機管理計画」において、対策本部案件として取り扱うこととしています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

エ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

(7) 日常の防犯・防災対策

a 港湾施設巡回業務における対応

当社の港湾施設管理事務所において、毎日、港湾施設の巡回を行います。

巡回に際しては、港湾施設の利用状況や損傷の確認だけでなく、不審人物や不審物、不法投棄や放置車両等のチェックも行い、対応マニュアルに従い適正に処理します。

b 対応マニュアルについて

門司地区の指定管理開始に伴い以下の対応マニュアルを作成しています。

業務名	対応フロー
不法投棄対応業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄物の発見及び投棄者調査 ・ 市及び関係部署に報告 ・ 投棄者の捜索 ・ 不法投棄物の処理 ・ 処理経過の記録
放置自動車対応業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置車両の所有者等調査 ・ 放置車両報告書の作成及び提出 ・ 放置車両の経過観察 ・ 警告書の貼付
放置艇対応業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置艇の状況確認 ・ 小型船舶検査機構に所有者照会 ・ 小型船舶検査機構から回答 ・ 放置艇所有者へ撤去の連絡 ・ 放置艇報告書の作成及び提出 ・ 経過観察 ・ 放置艇の撤去

c 不審者・不審物対応

コンテナ船や大型貨物船、クルーズ船等が利用する主要港湾施設では、2001年9月の米国同時多発テロを契機に、港湾保安対策が実施され、関係者以外の立入が厳しく規制されています。

当社は、埠頭保安要員として、不審者や不審物を発見したときは保安対策担当部署に通報して、北九州港保安対策を支援します。

また、保安照明設備及び無停電装置の保守管理を通じて、北九州港保安対策の一翼を担います。

d ガントリークレーンの事故未然防止対策

当社は、過去の経験からガントリークレーンのワイヤーロープや各種電気部品の寿命を把握し、管理しています。

この経験と実績をもとに予防保全対策を講じることにより、故障を未然に防ぎ、不具合に起因する大事故の発生を防止します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

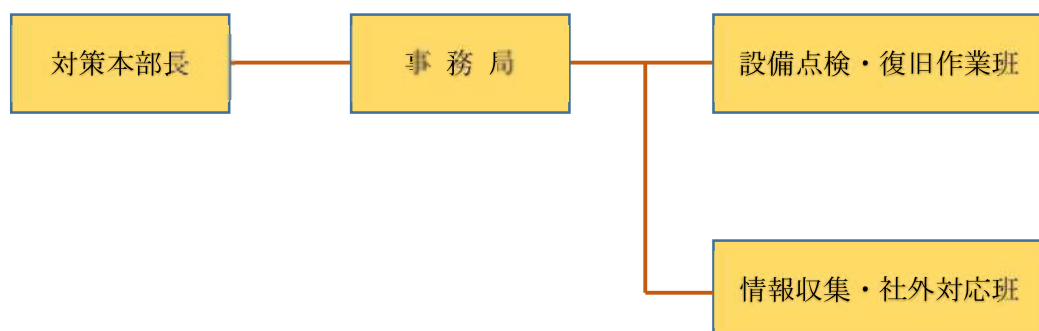
(イ) 当社の危機管理計画（災害時の危機管理体制等）

当社は、風水害や震災、設備事故等の災害発生に備えて、次のとおり危機管理計画を策定しています。

a 対策本部及び警戒本部の設置基準

区分	設置基準	
対策本部	風水害	1 時間に 110mm を超える記録的短時間大雨情報の発表
		土砂災害警戒情報が発表され、災害のおそれがあるとき
		台風接近時に暴風域に入るおそれがあるとき
	震災	JEF0 以上の竜巻が発生したとき
		震度 5 弱以上の地震が発生したとき
	設備事故	設備事故の発生により甚大な被害が想定されるとき
その他	専務取締役が必要と認めるとき	
警戒本部	風水害	暴風、大雨、洪水、高潮等の警報又は注意報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき
		12 時間後の台風進路予報で暴風警戒域に入ったとき
		有効先行降雨量が一定基準に達し、なお降雨が見込まれるとき
	震災	震度 4 を観測する地震が発生したとき
		津波注意報が発令されたとき
	設備事故	設備事故の発生により軽微な被害が想定されるとき
その他	事業統括部課長が特に必要と認めるとき	

b 対策本部体制図



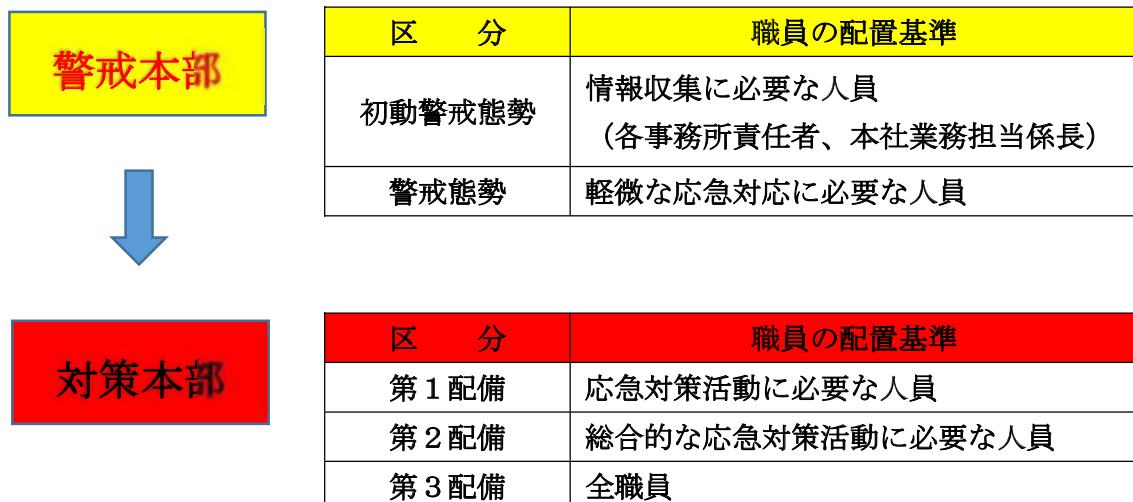
欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

2- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

c 対策本部の役割分担

区分	役割
対策本部長	対応方針の決定
	対策本部の統括
	優先順位の決定
	復旧計画・事業再開計画の統括
事務局	対策本部の設営と召集
	各部門からの情報収集
	対応手順の指示
	復旧計画・事業再開計画の策定
設備点検 復旧作業	各設備の被害状況の確認
	職員の臨時出勤等の手配
	復旧に伴う応援体制の手配・構築
	被災設備の点検・復旧
情報収集 社外対応	職員・職員の家族の安否情報の収集
	港湾関係行政機関への対応
	取引先等への対応
	社内システムの復旧

d 防災配備命令の種類及び職員配備の基準



欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A4 版) を作成してください。

2- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

e 復旧・業務再開までのフロー

	対策本部	クレーン管理事務所	港湾施設管理事務所
被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の被災状況の把握 ・各拠点被災状況の把握 ・車両等の被災状況把握 ・港湾空港局との連絡調整 ・ライフラインの状況確認 ・社内・全銀システムの確認 ・問合せ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の被災状況確認 ・車両・器具・工具・備品等の被災状況確認 ・復旧活動、事業再開に向けた拠点整理 ・ライフライン状況確認 ・対策本部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の被災状況確認 ・車両・備品等の被災状況確認 ・復旧活動、事業再開に向けた拠点整理 ・ライフライン状況確認 ・対策本部との連絡調整
施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・職員出勤体制の手配 ・外部応援体制の手配 ・代替車両等の手配 ・不足部品などの手配 ・各拠点の復旧対応 ・復旧作業の支援 ・代替施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン等設備の点検 ・被災状況の確認 ・被災状況の取りまとめ ・立入禁止等安全対策 ・応急復旧又は方法検討 ・事務所等の仮復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の巡視 ・被災状況の確認 ・被災状況の取りまとめ ・立入禁止等安全対策 ・事務所等の仮復旧
復旧作業	<ul style="list-style-type: none"> ・優先取組事項の決定 ・その他重要事項の決定 ・北九州港BCP支援 ・各拠点の支援 ・必要物資の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の復旧作業開始 (北九州港BCP対応) ・ライフラインの復旧 ・事務所等の本復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の巡視 ・各施設の安全確認 ・ライフラインの復旧 ・事務所の本復旧
業務再開	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業への影響予測 ・撤収後の安全確認 ・各拠点の復旧状況確認 ・対策本部の解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働状況確認 ・通常業務再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の巡視 ・通常業務再開

(ウ) 北九州港事業継続計画（北九州港BCP）との連携

a 北九州港BCPにおける当社の役割

当社は、北九州港BCPの北九州港事業継続推進連絡会の一員であり、災害発生時には、緊急物資輸送の要となるフェリーターミナルにおける可動橋の点検や応急復旧、企業物流貨物輸送の要となる太刀浦コンテナターミナルのガントリークレーンの点検や応急復旧を担当します。

b 北九州港BCPの発動基準

北九州港BCPの発動基準は、当社危機管理計画における震災の際の対策本部設置基準と同様であり、発動された場合は、BCP事務局と連携しながら対応します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。